

### 第3回農林水産省政策評価会林野庁専門部会議事録

1. 日 時 平成17年3月4日（金） 13：30～15：40
2. 場 所 農林水産省第2特別会議室（農林水産省本館4階ドア番号467）
3. 出席者 林野庁専門部会委員  
太田座長、金井委員、亀山委員、高橋委員、野村委員  
農林水産省政策評価委員  
田中委員、森本委員  
林野庁  
林野庁長官、企画課長、企画課調査官、経営課長、木材課長、計画課長、  
施工企画調整室長、整備課長、治山課長

#### 4. 議 題

- (1) 政策評価の動向について
- (2) 平成17年度事前評価について
- (3) 平成16年度期中の評価及び完了後の評価について
- (4) その他

#### 5. 議事録

（太田座長）

定刻の時間となりましたので、ただ今から、第3回農林水産省政策評価会林野庁専門部会を開催いたします。

まずはじめに、委員の出席状況ですが、本日は、平倉委員がご欠席でございます。また、政策評価会委員におかれましては、本日2名のご出席を頂いております。どうも、ありがとうございます。なお、野村委員は後程お見えになるとのことです。

それでは、林野庁長官よりご挨拶をよろしく願いいたします。

（林野庁長官）

林野庁長官の前田でございます。

はじめに、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、本日は、大変膨大な資料で大変申し訳ないと思っておりますが、平成17年度に新たに実施いたします事業の事前評価及び平成16年度補助事業の期中及び完了後の評価結果等について御説明申し上げまして、委員の皆様から御意見を頂くことといたしております。

事業評価につきましては、林野庁では、平成9年度に林道関係事業におきまして費用対効果分析を導入いたしました、以降、順次対象事業を拡大して参ったわけでございます。その後、14年4月に、いわゆる「政策評価法」が施行されましたことから、現在、同法に基づき策定した農林水産省政策評価基本計画等に従って、評価を実施しているところであります。

一方、公共投資の効率性、或いは透明性を図る観点から、事業評価のより適切な実施が

求められております。林野庁といたしましても、多段階評価方式の試行的な導入の検討など更なる取組を進めて参りたいと考えている次第でございます。

御案内のとおり、昨年は、各地で集中豪雨や台風、まさに台風などは10個も上陸いたしましたし、新潟で大規模な地震が発生するなど山地災害が多発したことから、改めて、治山事業或いは森林整備事業の計画的な推進の必要性が認識された1年ではなかったかと思えます。一方、2月16日には地球温暖化防止のための京都議定書が発効いたしました。そのため、私どもも世界に向かって約束いたしました6%の削減、これが将来の問題ではなく、目の前に迫った現実の問題となって参りました。ご案内のように6%削減のうち3分の2に当たります3.9%、これを森林吸収によって賄っていくことになっているわけであり、残念ながら、現状のペースでいきますと2.6%位にしかいかないという状況にあります。環境税等々も私どもも昨年提案させて頂きましたが、そういった財源の確保といったものを一方で進めながら何とか削減目標を達成していきたいと思う次第でございます。

林野庁といたしましても、地球温暖化防止対策、平成17年度からはいよいよ第2ステップに入ります。ステップバイステップという考え方で取り組んでいるわけでありますが、まさに正念場に入って参りますので、全国にあります間伐遅れ林を早期に解消するための間伐対策を推進しながら多様で健全な森林の整備を行う、また、木材や木質バイオマスの利用促進、それには担い手としての緑の雇用等を通じました担い手の確保・育成ということを進めていかなければいけない。また、一方では、治山事業によりまして安全な国土というものも図っていかなければならないということで取り組んでいる次第であります。

こういった各般の施策を効果的に推進していくということになりますと、政策評価を的確に実施していくことが必要であると考えております。

委員の皆様におかれましては、政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保する観点から、忌憚のないご意見を賜ればと思う次第でございます。何卒よろしくお願いいたします。

(太田座長)

どうもありがとうございました。

では、議事に入ります前に、事務局より配布資料の確認をお願いいたします。

(企画課長)

お手元にご用意しております資料につきまして、資料一覧でご確認頂きたいと思っております。お揃いでしょうか。

(太田座長)

それでは議事に入ります。

本日は、まず、政策評価の動向について報告を受け、その後、平成17年度に新たに実施する事業の事前評価、及び平成16年度の補助事業の期中及び完了後の評価結果について、各委員から御意見を頂くことにしたいと思います。

それでは議事次第に従いまして、進めたいと思っております。

まず、議事の1、政策評価の動向について、事務局より報告願います。

(企画課長)

企画課長の岡田でございます。

それでは、最近の政策評価の動向としまして、資料1の農林水産省政策評価に関する17年度実施方針に基づき、林野庁における17年度の政策評価の取組についてご説明いたします。実施方針の説明に入る前に、まず、7頁の「政策評価の体系図」をご覧ください。

ご承知の委員もおられると思いますが、ここに書いてありますように政策評価の方式としては、共通の目的をもつ政策手段を集めた政策分野ごとに予め、目標値を設定し、毎年度、その達成度の評価を行う実績評価と、実績評価を補完するものとして個々の政策手段を対象に評価を行う政策手段別評価と、5年ごとの基本計画の見直しに活用するなど、決定から一定期間経過した政策等のまとまりを対象に様々な角度から掘り下げた検討を行う総合評価と、本日の主な議題である公共事業など個々の事業について、事業実施地区毎にその必要性、有効性、効率性を把握し評価を行う事業評価があります。

このほか、16年度から概算要求において新規・拡充要求を行う事業を対象に評価を行う事前評価と、法律又は政令により新設・改正される規制を対象に評価を行う規制影響分析を試行的に実施しております。

それでは、1頁をご覧ください。

基本的な考え方としては、農林水産省においては、これまでも政策評価手法の改善・見直しに積極的に取り組んできたところでありますが、17年度においては、評価結果の政策への反映を更に徹底することを旨に、次のように、各評価方式の改善・見直しに取り組むこととしております。

まず、実績評価においては、農林水産省全体で57分野、林野庁主管では8分野を対象に実施することとしておりますが、効率的な評価を行うとの観点から、各局庁の重点分野、林野庁の場合は、4頁の中ほどにある「木材利用の推進と木材産業の健全な発展」と5頁の下側にある「森林の整備」の2分野は本省で、それ以外の分野については、林野庁内で評価を完結させることとしております。

次に、政策手段別評価においては、政策評価基本計画の最終年度の18年度までに全ての政策手段を対象に計画的に評価を行うとの観点から、林野庁としては、これまで評価の対象としていなかった政策手段の中から、10の政策手段について評価を行う予定としております。

次に、事業評価においては、議題の2で、計画課長の説明にも出てきますが、新たな評価手法の検討として、公共事業の事前評価において、多段階評価方式を試行的に導入することとしております。

次に、総合評価においては、総合評価実施中期計画に基づき、平成13年10月に策定した森林・林業基本計画の概ね5年ごとの定期的な見直しに向けて実施することとしており、具体的には、森林・林業基本計画において掲げられている森林整備の目標である「森林の有する多面的機能の発揮に関する目標」について、その目標の進捗状況、課題への取組の状況等を検証することとしております。これにつきましては、今後、専門部会においても、しかるべき時期に、ご説明を行う予定としております。

次に試行的に実施する評価として、昨年度に引き続き、18年度概算要求に向けた事前評

価、法律又は政令に係る規制影響分析についても取り組んでいくこととしております。

最後に政策評価業務の効率化については、政策評価を政策手法の見直しの契機として有効に機能させるとともに、わかりやすく簡潔なものとするため、省として政策目標を抜本的に見直すこととしております。これを受け、林野庁においても、現行の8分野19目標を大括り化することになりますが、それについては、夏の専門部会において、ご説明する予定としております。

以上のように、17年度においても、評価結果を今後の政策に反映させるための取組を更に進めていくこととしているので、委員の皆様には引き続き御指導・御協力をお願いいたします。

(太田座長)

17年度の政策評価に当たっては、林野庁としても、実施方針を踏まえ、基本計画の見直しの検討に向けて総合評価に取り組むとともに、実績評価などの評価結果を今後の政策に反映させるための取組を更に進めていくことという御説明でした。

本日は、時間の関係で、御報告を受けるだけとなりますが、御意見等がありましたら、後日、事務局までご連絡頂ければと思います。

それでは、議事の2、平成17年度事前評価について、事務局より説明願います。

(計画課長)

計画課長の山田でございます。

資料2-1の平成17年度林野公共事業等の新規採択の方法について、ご説明させていただきます。なお、林野公共事業等の等には、新たに設けました森林づくり交付金が入っております。

林野公共事業等の新規事業実施地区の採択につきましては、事前評価マニュアルで定める費用対効果分析とチェックリストによりまして、事業の必要性、効率性、有効性の観点から総合的に評価をしているところであります。対象となる林野公共事業等につきましては2頁にありますように、公共事業では、治山事業、森林整備事業が、緑資源機構事業、補助事業としての治山事業、森林整備事業が、そして非公共事業として新たにつくりました森林づくり交付金のハードの部分が対象となります。

この非公共事業につきましては、平成17年度から農林水産省関係の補助事業がいわゆる補助金改革に伴いまして、関係事業の大括り化とか予算配分の弾力化とか、地域独自の提案に対する支援を盛り込んだものへと大幅に制度を改正いたしました。そして森林づくり交付金として新たに創設したものでございます。このうちのハード事業を評価の対象にしたいと考えております。この森林づくり交付金の事業実施地区につきましては、事前評価において採択となった地区の中から、配分された交付金の範囲内で都道府県が判断し選択することになっております。仕組みが少し変わっておりますが、また後程でご説明したいと考えております。この交付金の概要につきましては、3頁の森林づくり交付金の創設ということで、一連の資料をつけておりますので後でご覧いただければと思います。

それでは、2頁ですが、新規事業の地区数を括弧書で記載しております。直轄事業で243地区、緑資源機構事業で8地区、補助事業で2,633地区、合計で2,884地区を予定して

おります。

次に費用対効果分析の算定方法ですが、具体的な事業につきましては、資料2-2をご覧ください。基本的には16年度と同じ考え方でやっておりますので、資料2-2をご覧ください。1頁目ですが、費用対効果分析の算定方法については、何度も説明しておりますので、ここでは簡単にご説明させていただきます。費用対効果分析の費用の部分ですが、整備等に要する経費及び維持管理に要する経費につきまして現在価値化を行いまして総額を求めて、便益につきましても事業実施した場合の効果について整備する施設の耐用年数若しくは森林の効果の発揮期間に応じて貨幣価値化しまして現在価値化を行いながら総額を求めております。(3)に書いております費用対効果分析につきましては、先ほど求めました便益の総額と費用の総額を式にあてはめまして、いわゆるB/Cの価値を求めて費用対効果分析としております。この計算に用いる分析の対象期間及び社会的割引率については、(4)、(5)に記載しております。

主な便益の算定方法ですが、林野公共事業の事業種別の主な便益は2頁の表のとおりでございます。水源かん養便益、山地保全便益、環境保全便益等々全部で12の便益を見込んでおります。その際、全ての便益を一律に見込むのではなく、事業の特性に応じて選択するということになっておりまして、例えば治山事業につきましては、水源かん養便益から始まります4便益、森林整備事業につきましては、水源かん養から始まります11の便益について算定するということになっております。

算定方法ですが、これは3頁になります。上段の水源かん養便益を例にご説明いたしますと、水源かん養便益につきましては、aの洪水防止便益、bの流域貯水便益、cの水質浄化便益の3つからなっております。aの洪水防止便益につきましては、四角で囲んであります3つをかけているわけですが、まず、事業を実施する場合と実施しない場合の単位面積当たりの雨水流出量の差に事業対象区域面積をかけ、それに治水ダムの減価償却費をかけて便益としているわけでありまして、流域貯水便益、水質浄化便益についても、それぞれ同じように計算を行います。このようにして全体の水源かん養便益を求めています。これは、いわゆる代替法と言われる方法であります。以下5頁まで、それぞれの便益を代替法を用いて求めておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、非公共事業の新たに作りました森林づくり交付金に関する費用対効果分析についてですが、資料2-3でございます。この森林づくり交付金の費用対効果分析につきましては、手法としましては、公共事業とほぼ同様の考え方でございます。主な便益については、2頁目の2のところに森林づくり交付金の主な便益とありますが、これにつきましては、公共事業とは事業の目的や内容が異なっていることから、期待する便益も異なっており、また、交付金の中でもそれぞれの種類において違いがあるわけで、表に書いてあるような便益効果を項目にあげているわけでございます。いずれにいたしましても代替法によって評価しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に資料2-4のチェックリストについてですが、林野公共事業につきましてのチェックリストの項目は、必須事項と優先配慮事項に分けてございます。必須事業については、事業の必要性が明確であること、技術的可能性が確実であること、事業による効率性が十分見込まれることにつきましてチェックをしておりますし、3の効率性のところにつきましては、B/Cが1.0以上であることを基準としております。4は事業の採択要件を満たしてい

ること、5は「自然と共生する環境創造型事業」であることとなっております。5の項目につきましては、本年度から、先ほどご説明申し上げましたように、自然環境の後に、景観の保全という、景観配慮の規定を加えて評価するというようにしております。優先配慮事項につきましても、事業で達成する目標に関する事項、いわゆる有効性の事項等々をチェックするようにしております、各事業毎のチェック項目は、先ほど言いました必要性、効率性、有効性の観点を盛り込んで行っておりますので、よろしくお願ひします。なお、後ろに各事業毎のチェックリストを添付しております。

資料2-5は非公共事業の交付金化に伴いまして、森林づくり交付金に関するチェックリストをつくらせて頂いております。説明につきましては割愛させていただきます。

次に資料2-6、先ほど企画課長の説明にもございましたが、多段階評価方式の試行的な導入についてでございます。検討の背景ですが、多段階評価方式の導入を検討するに当たっては、事業のB/Cやチェックリストを設定して事前評価の中でやっているわけですが、新規採択に対して、限られた予算をより適切に配分していくことが重要だということで、チェックリストを改善した多段階評価方式の導入を現在、検討しているということでございます。

考え方でございますが、現行の事前評価のチェックリストにつきましては、2の(1)の  
に書いておりますとおり、それぞれの評価項目に該当するかどうかを「」か「」かにするもので、評価の程度が分からないということや、必要性、効率性、有効性とか政策評価に示された観点が分かりにくいといった問題がある訳でございます、次の2頁の模式図に書いてございますように「」か「」をつけるというのではなく3段階にランクづけをしましてA、B、Cで評価していくことで、より効果の高い地区の採択に利用していこうというものであります。今回は、試行の段階でございます、国自らが実施主体としてやっております国有林の直轄治山事業の地区指定事業を対象として実施していきたいと考えております。具体的な評価の判定基準については、次の3頁の表でございます。項目的には事業の有効性、事業の効率性、事業の波及的影響、事業の実施環境となっております。今まで、「」か「」でつけていたものを3段階に分けて評価していくものであります。今後、この専門部会におきまして委員の皆様からご意見を伺った後で、実際に国有林の直轄治山事業におきまして試行的に実施し、その試行結果を踏まえて、庁内で検討チームを作っておりますので、そこで更に検討を積み重ねて来年のこの専門部会までには成案を得て再度説明をさせて頂くという形で進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

(経営課長)

経営課長の金丸でございます。よろしくお願ひします。

資料3-1に基づきまして、強い林業・木材産業づくり交付金の概要についてご説明いたします。この交付金は、先ほど計画課長からも説明がありましたように、三位一体の改革によりまして農林水産省が所管します175の事業を骨太な目的ごとに7つの交付金に大括り化いたしました、その1つであります。補助金から交付金へと仕組みが転換したということによりまして、都道府県の事務手続きを軽減する、地域の取り組みの自由度を拡大するということを狙っております、本交付金は従来より補助事業で実施してきた「林業

・木材産業構造改革事業」を含んだものでございます。

資料3-1の1頁ですが、この1の趣旨にありますとおり、この交付金は森林・林業基本法に基づきまして、林業の持続的かつ健全な発展と、需要構造の変化に対応した林産物の供給・利用の確保を協力を推進するという観点から、川上・川下を通じまして経営や施業の担い手の育成、競争力のある木材産地の形成、地域材の安定的な供給を目的といたしまして、望ましい林業構造を確立して、林業担い手の育成を確保し、特用林産を振興し、木材利用、木材産業体制の整備推進を実現するといったことで、ソフト事業とハード事業を総合的に実施していくというものであります。

次の2の交付金のポイントですが、従前の林業・木材産業構造改革事業におきましては、個々の事業毎に、事業計画を作成して、事業毎に定められた細かな要件に合致しているかを国が審査していたわけですが、交付金におきましては事業計画を交付金1本で作成することといたしまして、併せて、事前審査の簡素化を図って、事業完了後に目標の達成状況の評価を重視するという、いわゆる入り口重視から出口重視へ仕組みの転換を図っているものでございます。

また、従前の補助事業では、補助対象は国の提示するメニューの中から選んでいましたが、今回、国の提示するメニューに含まれない場合であっても、地域が必要と判断するメニューにつきましては、補助の対象として、地域の使い勝手の良い、自主性が十分発揮されるような仕組みに転換するというものを趣旨としております。

この交付金のハード事業の概要につきましては、3頁、4頁を基に、ご説明いたします。ハード事業には、望ましい林業構造の確立、特用林産の振興、木材利用及び木材産業体制の整備推進の3つの目標がありまして、この目標実現のためのメニューといたしまして、まず3頁の望ましい林業構造の確立ということで、作業道の整備と高性能林業機械の導入といった林業の生産性の向上に資する施設、それから森林空間活用施設など林業者の所得の向上に資する施設、それから沖縄における林業経営の安定化、林産物の供給体制の整備といったものを図るため、作業道の整備とか、林業生産機械、林産物加工施設、特用林産物加工施設、森林空間活用施設といった各種施設の整備を実施することとしております。

次に、4頁の特用林産の振興ですが、これにつきましては原木しいたけの回復増強、品質管理強化、山村地域資源としての特用林産物の生産基盤の高度化、作業の省力化、品質安定化、販売体制の多様化といったものに資する施設の整備、あるいは竹の新たな用途に供するための加工施設といったものを整備することとしております。それから、5頁の木材利用及び木材産業体制の整備推進につきましては、木材課長から後ほど説明いたします。

次に、この交付金の採択、評価制度の仕組みですが、資料3-2をご覧ください。まず、この交付金におきましては、事業の実施要項等によりまして、事業実施の要件が定められまして、この要件に適合する場合について、都道府県知事が交付金ごとに事業計画を作成して、林野庁長官に協議の上で、事業を実施していくこととしております。

それでは、事業計画の作成に当たって必要となる主な要件についてご説明申し上げます。まず、交付金の新規事業の採択に当たりましては、第1に、新規採択する事業の内容が、都道府県毎に策定しております林業・木材産業構造改革プログラムに具体的に記載されていることを要件としております。この構造改革プログラムは、国の森林・林業基本計画を踏まえまして、各都道府県が地域の実情に応じて、木材の供給や利用に関する目標やこれ

に関連する各分野の個別の目標とともに、これを実現するための林業・木材産業に関する具体的な取組といったものを記載したもので、現在、全ての都道府県が策定しております。この成果目標につきましては、参考1の林野庁が示しております目標等ガイドラインの指標を基にいたしまして、都道府県が3つの目標毎に、県全体の成果指標、それから整備する施設ごとの成果指標を作成するものです。第2に、当該施設の事業計画における原則5年後の目標数値が、例えば、林業生産施設の場合、高性能林業機械の導入でありましたら、素材生産の生産コストや生産量等の目標数値が、構造改革プログラムの成果目標の目標数値以上の伸び率、目標量に設定されていることを施設の機能要件としております。第3に、受益戸数が原則5戸以上、耐用年数が5年以上あること等を一般的基準としております。第4に、過剰と見られるような施設整備を排除して、徹底した事業費の低減が図られるというような観点から、各施設につきましては、原則として上限建設費を超えないこととしております。具体的な上限建設費につきましては、4頁の参考2に記載しております。第5に、木材加工流通施設につきましては、地域関係者の意見を踏まえて事業計画が作成されていることを条件としております。それから作業道の延長とか森林空間活用施設の規模についても条件をつけております。第6に、施設の利用計画を明らかにして、十分な利用が見込まれることを条件としております。第7に、収支を伴う施設につきましては、景気低迷による不況下の中で、適切な事業の実行が図られることが求められているということで、経営診断等によりまして、健全な事業が運営されることが確保されるということが認められることを条件としております。また、その他に新規事業計画における1施設当たりの事業費、補助残に対する自己資金の割合、既事業計画への追加事業の実施につきまして、一定の基準を設け、過大な事業計画の防止等を図ることとしております。第8に、全ての施設の整備につきまして、事前評価として費用対効果の検証を行いまして、総費用額に対する総効果額が1.0以上となることとしております。費用対効果分析については、7頁の参考3と15頁に記載しております。15頁につきましては、木造公共施設等のモデル的な施設整備を対象にしております、別途、木材課長からご説明することといたしております。費用対効果分析につきましては、平成12年度からは、林道・作業道及び生産関連施設につきまして実施しております。その他の施設につきましても13年度より導入しております。この手法につきましては、昨年度ご説明いたしましたものと変更はございません。林道・作業道につきましては、公共事業のものを準用することとしておりまして、その他の生産関連の施設等につきましては、製品等の生産が増えたこと、品質が向上する効果、経費が節減される効果等を計上することとしておりまして、その算定方法につきましては、7頁以下にお示ししているとおりです。

以上、ご説明いたしましたこの採択の基準に合格した施設につきまして、19頁の参考4にございますポイント制によりまして経費の配分を実施いたします。そのポイント制の手法につきましては、現在、検討中ですが、基本的な考え方といたしまして、先ほどご説明しました2頁の参考1の目標等ガイドラインに基づきまして、都道府県が定める、県全体の成果指標から算出する基本ポイントに、施設ごとの成果指標から算出する政策ポイントを加え、ポイント付けをすることにより、各都道府県の比較・優先順位付けを行いまして、ポイントの高いものから配分していくというものでございます。

次に、資料の3-2の1頁ですが、事後評価につきましては、事業完了後3年間、事業目



標の達成状況等を報告いたしますとともに、計画目標に係る年度、これは概ね事業完了後5年後ですが、成果目標の達成状況と事前評価で行いました費用対効果分析について検証いたしますとともに、達成状況報告において事業の総合的評価を行うこととなっております。その結果について事業制度等へ反映させるということになっております。総合評価結果の事業制度等への反映方法につきましては、目標を達成出来なかった事業主体へ都道府県からの重点指導等を実施することとしております。

本交付金につきましては、ご説明いたしました新たな採択、評価制度によって実施していくということでありまして、事業採択における透明性、客観性の確保を図りまして、効率的かつ重点的な事業実施を図ることと考えておりますので、よろしくご説明いたします。

続きまして、資料3-3の平成16年度の林業・木材産業構造改革事業の新規認定にかかる事前評価における費用対効果分析結果につきましては、事前にお配りした資料では、岩手県の林業経営等の事業により整備した施設が含まれておりましたが、これらにつきましては、平成15年度の新規認定施設のため、該当部分を修正の上お配りしております。各施設整備とも効果指数が1.0以上となることをもって採択しているところでございます。

以上で、私からのご説明を終了いたします。

(木材課長)

木材課長の河野でございます。よろしくご説明いたします。

まず、資料3-1の5頁をご覧頂きたいと思っております。いま、経営課長から、強い林業・木材産業づくり交付金の事業概要及び交付金化に当たっての採択、評価制度に係る全体的な考え方につきまして説明させて頂いたところでございます。このうち木材課計上分の事業概要及びモデル的な施設整備であります木造公共施設整備、木質バイオマスエネルギー利用促進整備の費用対効果分析についてご説明いたします。

まず、私ども木材課が所管しております木材利用及び木材産業体制の整備推進、これは、大きく4つに分かれております。1つは、木材産業の構造改革を踏まえて行う木材加工流通施設等、これは低コストな製材施設あるいはプレカット施設等の導入で、これらを整備します木材産業構造改革整備、2つ目といたしまして、地域材を低コスト・高品質で競争力の高い製品として大口ロットに供給するという、大手ハウスメーカー等に地域材を供給する資料3-1の5頁の木材の新しい流通・加工システムモデル整備、3つ目が公共施設のモデル的な整備を行います木造公共施設の整備、4つ目が木質バイオマスエネルギー利用促進整備となっております。

それから資料3-2の15頁をご覧頂きたいと思っております。木材利用及び木材産業体制の整備推進につきましても強い林業・木材産業づくり交付金の一部でございまして、採択、評価制度の仕組みにつきましては、先ほど経営課長から申し上げたとおりとなっております。また、その中で木造公共施設整備、木質バイオマスエネルギー利用促進整備につきましてはモデル的な施設整備であることを踏まえまして、費用対効果分析の中で一部独自の評価項目を設定しておりますが、その分につきましては、昨年ご説明したものと変わってございません。そのうちの15頁の2の費用対効果分析手法の1の費用対効果の算定方法及び2の効果の定量的評価方法は他の強い林業・木材産業づくり交付金のメニューと同様でございます。次の16頁にあります3の計測効果項目ですが、このうちの一部、例えば、16頁の

一番上、木造公共施設の整備に係る効果の内容Aですが、この から つきましては木造公共独自のものとなっております。17頁の木質バイオマスへいきますと の普及促進効果、 の炭素排出抑制効果が独自のものとなっております。その効果の内容及び算定方法につきましては、ここにお示しさせて頂いたとおりです。

次に資料3-3をご覧頂きたいと思います。平成16年度の林業・木材産業構造改革事業のうち、木材課所管の新規認定に係る事前評価における費用対効果分析結果は、1頁以降のとおりとなっております。事業名が例えば、秋田県の本荘市の地域材、このように地域材と書かれているものが木材課の所管でございます。各施設整備とも1.0以上となっております。以上でございます。

(太田座長)

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。どこからでも結構でございますのでお願いいたします。

(高橋委員)

資料の2-2水源林造成の中で災害防止便益を外した理由を教えてくださいたいのが1つと、多段階評価の資料ですが、多段階評価とは一般的にマルチステージエスティメイトという訳になるので、例えば、第1段階評価、第2段階評価というように、要は階層を重ねて評価をしていき積み重ねた結果を総合的に評価を行うものを言います。一方、今回の評価は、優先度とか重要度を評価していますので、少し呼び名が合わないような気がします。その辺りについて、どのような解釈をなされているのかをお聞かせ下さい。

(太田座長)

2点ご質問があったわけですが、まず、最初の方をお答えください。

(施工企画調整室長)

施工企画調整室長の亀下でございます。私から第1点目のご質問についてご説明いたしますが、便益にはいろいろなものがあるのですが、中には一部重複するものがありまして、例えば、山地保全便益と災害防止便益の場合、便益としては2つに分けられるのですが、評価として、便益額を算出する場合、どうしても重複する部分が出てきます。過大な評価とならないよう、水源林造成事業の効果としては、より相応しいと考えられる山地保全の便益をもって、便益額を算出するようにしています。

(高橋委員)

なぜこのような質問をしたかと言いますと、緑資源機構が諏訪湖の北部において、大規模な水源林造成をやっていますが、地元の人達は水源かん養の機能も当然言っていますが、木を植えたことによって山地災害も防止されています。その山は紡績を作るためにボイラー用の薪を伐採して禿げ山になってしまったので、この50年間、木を植えているのです。そのような事業に対する説明からすると、水源林造成事業の便益から災害防止便益を除いてしまうのはおかしいのではないかと思った訳です。たとえ、重複を避けるために評価の

便益項目から除いても、水源林造成事業には、災害防止便益という機能もあるということ  
を国民に周知する必要があるのではないかと思います。少しその辺が気になりました。

( 施工企画調整室長 )

2点目の多段階評価ですが、現在検討中ということで、いろいろな試行錯誤をしながら  
やっているところでございます。とりあえず、今のチェックリストでは か×かというこ  
とでやっておりますが、それを3段階に評価して、総合的にやろうということを考えてお  
ります。まず当面は、3つに分けて評価を行うということで多段階と表現しています。

( 高橋委員 )

一般的にはマルチとは多い、ステージとは階層のことを言うので、誤解を招かないよう  
注釈をつけたらどうでしょうか。

( 施工企画調整室長 )

わかりました。検討させていただきます。

( 太田座長 )

今年からの新しい概念ですので、表現法など、更にご検討頂ければと思います。

この辺りは初めてのところであるので、更にご議論頂ければと思います。

他になにかございますか。

本日の議題は、新規採択の方法について、今年も同じような考え方で進めていって良い  
かということ、それとただ今、ご質問が出ました多段階評価方式の導入、それからもう一  
つ大きな議題は、強い林業・木材産業づくり交付金に係わる新規採択に当たっての基本的  
な考え方、このあたりが議論の中心だと思えます。いかがでございましょうか。

( 亀山委員 )

私も多段階というのは、点数化のようなものだと思っていました。そこで、質問ですが、  
資料の2-6の3頁に別紙というものがございしますが、その多段階評価の判定というものを  
どのようにやっているのかということを見ると、大項目の の1の自然環境・景観への配  
慮のところ、Aには「自然公園法に基づき指定された地域やその周辺地域等であり、自  
然環境・景観に配慮した計画である。」となっているわけです、となると自然公園法に指  
定された地域内であると自然環境や景観に配慮するからその事業は重要だということにな  
って読み方としておかしいのではないかという感じがしてなりません。そのようなものを  
高く評価しなければいけないのが私にはわかりません。そのため、私としては、判定基  
準の作り方については、もう少し議論する必要があるという気がします。

( 施工企画調整室長 )

いま亀山委員が仰ったとおり、いろいろ議論しながらやっているところございまして、  
今回、提出したものは必ずしも完成版ではございませんので、亀山委員の疑問についても  
当然あるものと思っております。いまの点につきましては、自然公園法で指定された地域

のような重要な所で事業を行うものについては、それだけ事業として重要性が高いということによってランクを上げているところだと思います。また、必要性についても高いと評価しているわけですね。

(亀山委員)

それだけでは、事業の必要性が高いということにはならないのではないのでしょうか。

(太田座長)

今回は、試行ということですので、他にもあると思いますが、気の付いたところを出して頂いて、事務局にご検討頂く形でよろしいかと思っております。亀山委員のご指摘の点については、今後、事務局においては、ご検討頂きたいと思っております。

他にいかがでしょうか。

(野村委員)

非常に大雑把な感想で大変恐縮なのですが、全体の説明を聞いておまして、何となく供給側の中だけの評価に傾き過ぎているのではないかという気がします。強い林業でも木材産業でも或いは景観でも森林の機能でもなんでもそうなのですが、それは利用者とか消費者サイドがあってはじめて成り立つものであって、農業問題でもそうなのですが、例えば、技術を開発し機械をどんどん導入して作っているものが、需要とのミスマッチを起こしている方向に傾いていった場合、事業としてはどんなに効率的であっても、たとえ、評価が良くても意味がないわけです。その辺りをどう繋げるかという点が私には少し見えませんでした。もう一つ、ニーズに対応するとよく言うのですが、私としては、それは単純すぎまして、ニーズに迎合することではいけないと、むしろ林野庁や機構や民間の林業経営者が、消費者に情報をどんどん発信して正しい知識を身につけてもらう。それによってより正しい選択を消費者ができるような政策とかアプローチが一方で必要である。つまり双方向の情報が非常に大事だと思う。ですからニーズの把握、極端なことを言ってしまうと、供給者がプロとしての経験に基づき、正しいニーズの形成を図っていくことが必要で、これは単に感想ですが、その辺りにも配慮した政策評価を考えて頂くと良いのではないかと思います。

(太田座長)

はい、ありがとうございます。いまのご意見は政策評価法との関連がかもしれませんが、何かございますでしょうか。

(高橋委員)

関連して、野村委員が仰ったことは、もっともなことだと思います。この公共事業、或いは非公共、交付金事業、これらは個別に選択した形で評価していますので少し限界があると思います。その選択された評価を総合的に評価をすると、例えば資料1の2頁の(4)に総合評価というのがありますので、そこでどうやって補っていくかを考えた方が良くないかと思っております。細かいのから持っていくのは少し無理だと思います。あくまでもここでは単

年度の評価をしているのにすぎない訳です。野村委員の仰るのはもう少しロングスパンで将来方向を見据えた戦略的な評価をして欲しいということも含まれているのだと思いますので、その点は分けて考えた方が良くもかもしれません。

(太田座長)

はい、政策評価体系全体に係わる問題かと思いますが、何かございますでしょうか。

(企画課長)

高橋委員の仰ったとおり、今回は事業評価という仕組みだけでやっているものですから、その限界はあると思います。私どもは現在、実績評価ということで政策目標を設定し、政策の有効性や達成度はどのようになっているかという、実際に政策をやってきた事柄の中身として、例えばどのように消費者のニーズを捕まえてきたのか、或いは消費者にどのように情報提供したのかということも実績評価においては、ポイントだと思っていますので、そこで対応させて頂きたいと思います。総合評価はもう少し大きな枠組みでございまずので、ご指摘の視点も踏まえて、特定の課題を掘り下げて総合的に評価を進めていきたいと思っています。

(太田座長)

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか、大きな問題だと思います。他に何か、はいどうぞ。

(金井委員)

資料2-6の別紙の多段階評価判定票(案)の 2の効果的な事業の推進の(1)の地域関係者の理解についてですが、いろいろな事業の要望というものは地域から出てくると思うのですが、その後に評価に繋がるかどうかは別にしまして、地域の人とその事業をどう理解しているか、或いは治山ダムとかいろいろな事業があると思うのですが、それについてご存じなのかどうか。どうしてその山で工事をしなければならないのかということをもう少し地域の人たちにもわかって頂いたほうが良いのかなと思ひまして、ここに終わった後で、地元の人たちの声、事業を始める前にもなぜ工事が必要なのかということをしていろいろ話し、理解して頂いて自分たちが暮らしている中の自然というものに対してもう少し関心を持ってもらい、自然が自分たちの暮らしの中で如何に大事なのかをもう少し理解して頂くためにもそのような声が必要ではないかなと思ひました。

(太田座長)

はい、どうもありがとうございました。

(亀山委員)

資料3-1ですが、今回、補助金から交付金に変わったというのは、かなり大きなことだと思いますが、2のポイントのところに「国の審査を簡素化し、都道府県の事業申請時の事務を大幅に軽減するとともに、事業完了後、目標の達成状況を客観的に評価し、公表す

る仕組みを導入。」、「事業実施主体の提案する地域の想像力を活かした取り組みができる仕組みを導入。」とありますが、公表ということ考えた場合、誰が公表するのが良いのか、つまり、都道府県が事業を自ら主体的に地域の想像力を活かして取り組むのであれば、都道府県がその成果を評価し公表するのが良いのか、交付金を渡した林野庁がやるのが良いのか、その辺りについてはどのような議論をされたのでしょうか。

(太田座長)

はい、お答えをよろしく申し上げます。

(経営課長)

施策の実施に関して、国は、望ましい林業構造とか特用林産の振興とか政策を進めていく上での目標を示し、そのための交付金を交付しているということです。都道府県は採択に当たっての計画を作って事業を実施していくというスキームでございますので、評価及びその公表は国が行うのが適当ではないかと考えております。

(亀山委員)

独自に創造力を活かして取り組んできた都道府県が自ら公表するということは考えにくいということですか。

(経営課長)

都道府県が構造改革プログラムを作りまして、それに基づいて成果目標を設定し、国が採択要件として交付金を交付するものでございますので、成果目標が達成できているかどうかについては、やはり評価するのは国であると考えています。

(計画課長)

従来の補助事業の場合は、個別の施設の採択についても林野庁で決めていたのですが、今回の交付金では、地域の裁量性を高めようということで、個々の施設の採択については、地域が自由度を持てる形でお金を出しますが、国から配分した予算の観点から、国がその目的が達成されたかどうかを評価することとご理解頂ければと思います。

(太田座長)

はい、ありがとうございました。はいどうぞ。

(田中委員)

いろいろな試みに挑戦しておられることに敬意を表したいのですが、亀山委員が仰ったいまの補助金から交付金に変えられたことについては、私としても、昨年の三位一体の騒動を受けどうなるのかを関心を持って見ていたのですが、その時に林野庁に限りませんが、国の役割は何なのかというと、国は大きな政策を構想して、箇所づけなど実行するのはそれぞれの県なり市町村がやれば良いのではないかと。ただ、情報として、どこの県でどこの地域で何をやっているということを、国としての方針を示しながら、国なりに評価して公

表するのは良いと思うのです。また、全部を県や市町村に任せるのならば、交付税に任せ  
ておけば良く、なにも国が交付金として縛らなくても良いのではないかと最初は思ってい  
たのです。補助金から交付金へとなった時に具体的にどこが変わるのか、今日、説明を聞  
いていてご質問があったように我々、判断が難しいなと感じています。

評価というものは基本的には計画を作って実行する人が先ず評価するのです。だから林  
政の評価は先ず林野庁がおやりになる。自分で評価してもろくなことがないので、第三者  
がやったほうが良いという方もいらっしゃいますが、民間の企業でも先ず評価は自分がす  
るのが原則なのです。その上で第三者なり、或いは政策の基本を作ったところがもう1回  
評価するということに評価の意味があると思うのです。

その時に多くの事業を補助金から交付金にしたことによって、具体的にはどの程度まで  
変わるのか、先ほど計画課長が仰いましたように縛り付けだったものを弾力的にやらせる  
のだと、その辺まではわかるのですが、私としては、交付金にしても結局のところ大して  
変わらないのではないかと勝手に思っていたので、いままでの補助事業ではどうしていたも  
のが交付金化によってどこまで弾力化されるのかということ、交付税とどう違うのかとい  
うこと辺りが少し判断が難しいと感じているので、できれば具体的な例で説明して頂く  
とよしいのですが。

(太田座長)

まだ始まったばかりということもあるのでしょうか、どうでしょうか、具体的に何かお  
答えはありますか。はい、どうぞ。

(経営課長)

資料の3-2の1頁でございますが、その下の方に 県事業計画書というものがござい  
ますが、これがこれまでの補助事業と違う点でございます。いままでの補助事業では、こ  
れらの施設毎に事業費がそれぞれいくらという形で縛って補助した訳でございますが、今  
回の交付金では県一本で交付します。県一本でございますので、資料のように、A、B、  
Dの施設を造るのは可、またはAとBの施設を造るか、或いはBとDの施設を造るかは、  
これは配分された交付金の範囲内でどのようにお金を使うかは地方公共団体の自由である  
ということでございます。施設Cみたいなものにつきましては、この政策目標を達成しな  
いということで、これは止めて頂くということでございます。これが違いでございます。

(太田座長)

資料3-2の1頁の四角の中ですね。

(経営課長)

施設の選択、事業費の融通ができるところが従来の補助事業との違いでございます。

(太田座長)

はい、ありがとうございます。今回は、新しいことが入ってますので、まだいろいろ  
とご意見等があるかとは思いますが、少し時間も押しておりますので、申し訳ございませ

んが、先に進めさせていただきます。

今日の議論においては、先程から話がありました林野公共事業の新規採択の方法について、先ず、費用対効果分析の方法、それから、チェックリストの項目、それから、これらにより、事業の必要性、効率性、有効性の観点から総合的に評価を行い採択すること、これらは従来とほぼ同じでございますが、このような形で17年度は行う。それから、多段階評価方式の試行的な導入ということで、評価の中身についてはご質問がございましたが、このような形で行う。それから最後に議論になりました、交付金の関係で、例えば強い林業・木材産業づくり交付金に係わる施設の新規採択に当たっての基本的な考え方等をご議論頂いたということで、今後、事務局においては、このような方向で作業を進めていくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

他に

何かご意見がございましたら、事務局にお出し頂ければと思います。

それでは、少し時間も押しておりますので、議事の3、平成16年度の補助事業の期中及び完了後の評価結果についてご意見を頂くことといたします。先ず事務局よりご説明をお願いします。

(計画課長)

計画課長でございます。資料の4-1の期中及び完了後の評価結果についてをご覧頂きたいと思います。期中の評価につきましては、新規採択後5年を経過した時点で継続中となっている事業実施地区につきまして5年ごとに実施するものでございます。今回の評価の対象とした事業ですが、民有林補助治山事業の41地区でございます。なお、国有林の直轄治山事業及び機構の事業につきましては、平成16年の8月に別途公表しております。評価の視点ですが、資料に書いてありますとおり、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化を踏まえまして期中の評価時点における費用対効果分析を実施しておりますし、森林・林業情勢等の変化を点検しながら必要性、有効性、効率性の観点から総合的かつ客観的に評価を行っております。評価の結果ですが、概ね5年を経過した中で民有林補助治山事業164、森林整備事業362、全部で526の地区について評価を実施しております。いづれにいたしましても評価の結果につきましては、この後、資料4-2、4-3及び4-4におきまして、それぞれの担当課長から詳しくご説明いたします。

(治山課長)

治山課長の上河でございます。

先ず、治山事業の期中の評価及び完了後の評価結果案についてご説明申し上げます。

治山事業におきましては、集中豪雨や地震によって発生する崩壊地、それから荒廃のおそれのある箇所におきます治山施設の整備や山地災害防止機能が低下した保安林における森林整備などを実施しているところであります。その事業の区分につきましては、山地治山、保安林整備、水土保持治山、水源地域整備、共生保安林整備等の事業がございます。先ず、期中評価のご説明をさせていただきますが、資料4-2をご覧頂きたいと思います。先程、計画課長から説明がございましたが、期中の評価につきましては、原則として事業採択を



5年経過した時点で継続中である事業実施地区につきまして5年ごとに実施するものとしておりまして、今回の評価では治山事業につきましては41地区が期中評価の対象となっております。最初の頁に期中評価の内訳を載せておりますが、崩壊地や荒廃地などの復旧整備を行い災害の防止軽減を図る復旧治山や予防治山を実施する山地治山事業が14地区、台風等の気象害によって被災した保安林の機能回復を図る保安林改良を実施する保安林整備事業が2地区、山地災害の危険性の高い地区を総合的に整備し山地災害の未然防止を図る地域防災対策総合治山等を実施する水土保持治山事業が3地区、水源地域において荒廃地の復旧や荒廃森林の整備を総合的に行い水資源の確保と国土の保全に資する水源森林総合整備等を実施する水源地域整備事業が2地区、防災機能の発揮が求められる地域や潮害や飛砂の害、風害が発生する地域等において生活環境や自然環境の保全を図る生活環境保全林整備や海岸防災林造成を行う共生保安林整備事業が3地区、地すべり現象による被害の防止、軽減を図るために地すべり対策を実施する地すべり防止事業が17地区で合わせまして41地区について評価を行いました。その結果、各地区の全てにおきまして、必要性、効率性、有効性が認められるものであり、また、費用対効果分析におけるB/Cにつきましても全ての地区において1.0を超えておりまして、全体の平均につきましては3.54となっております。よって、これらの地区については17年度以降も継続して実施することが妥当であると考えてございます。本日の専門部会におきましては、評価地区数の多い山地治山、地すべり防止、水源地域整備の中からそれぞれ1地区を選定いたしまして、評価内容について具体的な説明をさせて頂きたいと思っております。

お手元の資料4-2代表事例をご覧ください。整理番号17、予防治山事業、東京都の白倉地区でございます。本地区は東京都の西部、山梨県と神奈川県に隣接します檜原村の北部に位置しておりまして、この地域の山地の斜面では亀裂が発生した岩盤が露出しておりまして、これが剥離して森林内には亀裂をともなった岩塊、大きな転石が見られております。次の頁をご覧くださいと思います。この地区は平地が少なく、斜面の直下には人家11戸、農地や道路等の保全対象が集中して存在しております。また平成10年の台風5号によりまして林内から転石が落下しまして写真にありますように下方の人家に被害を与えるということもございます。このため平成11年度から東京都が落石被害の拡大を未然に防止する目的で予防治山事業に着手いたしまして、落石の発生源である保全対象の上部森林において対策を実施しているところであります。次に3頁をご覧くださいのですが、具体的には斜面の上部で大きな岩塊が剥離して落石のおそれがある発生源におきまして写真のようにワイヤーロープを張って不安定な岩石の固定を図っております。それから斜面の下の方の保全対象に近い所におきましては、山腹斜面で散在する転石が落下した場合に人家等に被害を与えないようにそれを受け止める鋼製の防護柵を設置して落石被害の防止を図っております。このことにつきましては、地元の檜原村から人家ですとか都道の保全に早急な対策をして欲しいということで強い要望が出ているなど、地元の要望も高いことから重要な事業ということで実施したわけでございます。また、本地区におきましては、事業の着手後に詳細な調査を行いました。が、広範囲で落石の危険性があるということで更に必要な対策を追加したことからやむを得ず着手から5年が経過している状況になっております。なお、費用対効果分析の結果ですが、1.94となっております。便益としては災害防止便益が計上されております。それから工事の施工に当たりましては現場工事で発生した土石を写真に

ありますように土砂や落石のエネルギーを吸収するための緩衝材として有効活用するなどコスト縮減を図っているところであります。また、本地区周辺の保全対象につきましては事業実施当時から大きな変化はございません。事業の効果ですが、落石の発生源にワイヤーロープを設置するなどにより山腹斜面の不安定な岩石の落下防止が図られ、それから斜面の下部には保全対象の近くに落石防護柵を設けることによりまして転石等による被害の防止が図られております。以上、総合判断いたしますと必要性、効率性、有効性について認められることから事業の継続は妥当と判断しているところであります。

次に整理番号30の水源森林総合整備事業、和歌山県の龍神地区についてご覧頂きたいと思っております。本地区は和歌山県中央部の奈良県と隣接する龍神村の北部に位置する丹生ノ川の上流の水源の山地でございます。1頁をご覧頂きたいと思っております。事業区域の下流には簡易水道の取水施設が6カ所ありまして溪流から直接水を取っております。これを村内の集落の生活用水として利用しておりますが、豪雨時には崩壊地から土砂が流出することによって濁水が発生しております。2頁をご覧頂きたいと思っております。このために平成11年から水源森林総合整備事業に着手し、土砂の発生源である山腹崩壊地を森林に復旧させるための事業を行っております。3頁をご覧頂きたいと思っております。また、表土の流出のおそれがある過密化した森林につきましては、下層植生が発生できるように本数調整伐を実施し森林の水土保全機能の回復を図っております。このような形で本数調整伐を行いまして、ご覧のように事業を行う前は林木が過密化しておりましたので下層植生も無くて表土が流出していた状況だったわけですが、本数調整伐を行うことにより現況写真にありますように下層植生も発達し、表土の流出が抑えられているということでもあります。本地区は雪が多いということで冬期間、現場へ進入できないため工事期間が限られています。また、工事箇所への進入路が1路線だけということもありまして資材運搬に制限があるということと山腹崩壊地が区域に多数存在するということもありまして工事の実施が困難ということもありまして、事業計画期間が9年間になっております。また、この地区につきましては、地元の龍神村から良質で安定した水資源を確保するためにこの事業を実施して欲しいという強い要望があった地域でございます。平成16年度時点での費用対効果分析の結果につきましては、2.67となっております。便益のうち一番多く占めるのが山地保全便益となっております。それからコストに関しましては山腹崩壊地の復旧におきまして柵工とか土留工に間伐材を利用してコスト縮減を図ることで実施しております。この地区の保全対象につきましては、事業開始後に下流に龍神村の森林公園丹生ヤマセミの郷温泉館が完成いたしまして入り込み客が増加している状況ですが、それ以外の大きな変化はございません。事業効果につきましては山腹工事によりまして崩壊地が安定するとともに本数調整伐を行ったことにより下層植生が発達し、土砂の流出の防止が図られているということで保安林の水土保全機能の回復が図られているということでもあります。以上、総合判断いたしますと必要性、効率性、有効性が認められることから事業については継続が妥当と判断しているところであります。

次に整理番号32の地すべり防止事業、鳥根県の魚瀬地区についてご覧頂きたいと思っております。本地区は鳥根県北東部の松江市の北西部に位置しておりまして、この地域特有の新第三紀層の古浦層は水を含みやすくと容易に粘土化し易い地質になっております。その粘土化に伴いまして、本地域一帯で地すべりが発生していることから多くの地すべり指定地域が

指定されている地域であります。また、この地域は平地が少なく、その少ない所に人家などが集中しているということで、地すべり地域内に多数の保全対象が存在するという状況になっております。地図にもありますように多くの地すべり地区があるということです。2頁をご覧くださいと思います。豪雨によって地すべりが活発化し人家等に被害を及ぼすということがありまして、昭和59年から島根県が地すべり防止事業に着手しております。次に3頁をご覧くださいと思いますが、具体的な地すべり工事の実施内容としましては、地すべりの滑動を誘発する有害な地下水を排除するための集水井工や地すべりブロックの滑動を直接抑える杭打工等を施工しているところであります。本地区につきましては、地すべりの滑動状況を観測しながら地すべりブロックの危険性や保全対象の重要性を考慮して、緊急度の高い地すべりブロックから順次施工しておりまして、ブロックごとに順次概成してきておりますが、対応すべきブロックが非常に多いということに加えて、この地区には潜在的な地すべりが突発的な豪雨によって滑動を始めるということで追加対策が必要となるために、事業対象区域全体としては着手から20年も経過している状況になっております。なお、この地区につきましては、松江市から毎年、事業実施について要望書が提出されるなど地元からの要望が非常に高い事業であります。平成16年時点の費用対効果分析は2.48となっております。便益としては災害防止便益を計上しております。コストにつきましては二次製品の活用などによるコスト縮減の努力に取り組んでいるということでもあります。本地区の周辺の保全対象については事業開始当時から大きな変化は見られません。事業効果ですが、概成した地すべりブロックについては、地すべりの滑動は認められないということで地すべり防止のために本事業は有効であると考えてございます。以上、総合的に判断いたしますと必要性、効率性、有効性の全てについて認められることから事業については継続が妥当と判断しております。

続きまして完了後の評価についてご説明いたします。資料の4-3をご覧くださいと思います。完了後の評価につきましては、事業完了後一定期間、概ね5年を経過した事業実施地区のうち評価に必要な情報収集や事業効果の把握が可能なものから代表的なものにつきまして、各都道府県の協力の下、民有林補助治山事業におきましては164地区を完了後の評価の対象としております。その内訳につきまして、山地治山事業が79地区、保安林整備事業が4地区、保安林の治山施設や森林整備を効率的に行うために必要な路網の整備を行う保安林管理道整備事業が1地区、水土保持治山事業が24地区、水源地域整備事業が27地区、それから積雪地帯で発生するなだれの被害を防止するためのなだれ防止林造成等を行う防災林造成事業が1地区、共生保安林整備事業が20地区、それから国有林野内における荒廃地のうち特に必要な地区において都道府県が災害防止のための治山事業を行う国有林野内補助治山事業が2地区、地すべり防止事業が6地区となっております。これら164地区について評価した結果、各地区全てにおきまして必要性、効率性、有効性が認められるということでございます。また、費用対効果分析のB/Cにおきましても全て1.0を超えているという結果になっております。なお、全体の平均は5.66となっております。本部会におきましては、164地区のうち代表なものとして2地区を選定いたしましたのでそれについて事例をご説明したいと思います。

資料4-3の代表事例をご覧くださいと思います。整理番号15、地域防災対策総合治山事業、秋田県の釜ノ沢地区でございます。当地区は秋田県の北東の端、青森県境に位置しま

す小坂町を流れる米代川水系の小坂川流域の山地であります。直下には小坂町の市街地、国道、農地が位置しております。本地区は溪流沿いに崩壊が発達しておりまして発生した土砂が溪流に不安定な状態で堆積しております。このため堆積土砂が土石流となって流出し下流の市街地や国道等の保全対象への被害が懸念されるという状況になっております。このため地元の小坂町から強い要望を受けまして平成5年からの平成10年までの6年間で地域防災対策総合治山事業を行いまして、溪流内の不安定土砂の移動を抑制し、溪流を安定化するため谷止工等の施工を実施したところであります。位置関係につきましては1頁の下の方に掲載しております。次に2頁をご覧くださいと思います。この地区におきましては過去に明治35年から始められました小坂銅山の銅精錬の煙害によりまして森林が破壊されて裸地化した地域でございます。上の方に載せておりますが、写真のような禿げ山になったわけでありまして、戦後、森林復旧整備が進められましてこのような裸地状態は解消されたわけですが、依然として崩壊が起こりやすく、また、土砂の流出が著しい地域があるということでありまして、現在は谷止工等の実施によりまして溪流内の不安定な土砂が固定化されまして下流への土砂の流出が防止されてございます。それから、谷止工の上部に堆積した土砂につきましてもこの谷止工によって保護され、崩壊の発生が抑えられているということございまして、平成16年8月には日雨量123mmの豪雨が合ったわけですが、土石流等の山地災害は発生しておりません。また、谷止工によりまして溪岸の土砂が安定したことから植生の回復が進んでおりまして水土保持機能の回復が見られるということでありまして、なお、本地区における平成16年時点での費用対効果分析の結果につきましては5.70となっております。便益のうち一番大きいものは災害防止便益となっております。本地区周辺の保全対象につきましては事業実施当時から大きな変化は見られません。今後の課題といたしましては、谷止工によりまして、溪間や山腹の荒廃も見られず安定化をしておりますが、この地域は森林整備を実施しておりませんので、今後は面的に水土保持機能を発揮させるための保安林整備等の実施が必要と考えてございます。以上、総合的に判断いたしますと必要性、効率性、有効性が認められる事業として判断してよろしいのではないかと考えてございます。

次に整理番号147、長崎県八朔地区の海岸防災林造成事業でございます。1頁をご覧くださいと思います。本地区は東シナ海に浮かびます長崎県の五島列島の南西端に位置します福江島の海岸段丘を対象としております。本地区の重要な産業は、野菜を中心とした畑作であります。写真を見て頂くとわかりますように三方を海で囲まれておりまして、特に北西からの強い季節風によりまして風害や塩害が発生している状況となっております。このために地元の旧岐宿町の要請を受けまして平成2年から平成10年の9年間にわたりまして海岸防災林造成事業を行いまして、海岸沿いに強風や波浪の緩衝地帯となります森林帯を造成しております。具体的には2頁をご覧くださいと思いますが、海岸沿いの無立木地に延長2.4kmにわたりましてクロマツを植栽し、森林帯を形成しております。それから植栽木を強風から保護し、生育環境を整えるための防風工も併せて設置しております。現時点におきましてクロマツの生育は良好でありまして、樹高が5mから7mに達しております。また、強風や波浪からの緩衝機能も発揮されまして農作物への強風害、塩害も減少しているところであります。この地域におきましては、これまでの度重なる強風害によりまして農家の経営意欲が低下していたわけでありまして、この海岸防災林の造成によりま

して農地への風害や塩害が緩和されているところから農家の経営意欲も高まっているという評価を地元の役場からも聞いているところでございます。平成16年度時点での費用対効果分析の結果ですが、8.84となっております。便益のうち一番多く占めるものは災害防止便益となっております。なお、本地域の保全対象につきましては、事業実施当時から大きな変化は見られません。今後の課題といたしましてはマツの健全な成長を図るために適切な密度管理を行う必要があると考えております。それから県産材の利用拡大を図るという点で、今後は同様な事業を実施する時には鋼材の代わりに間伐材を利用した防風工を採用することが重要ではないかと考えているところであります。以上、総合的に判断いたしますと必要性、効率性、有効性の全てが認められると判断してよろしいのではないかと考えているところであります。

以上で治山事業に関する期中及び完了後の評価案についてのご説明とさせていただきます。

(整備課長)

整備課長の沼田でございます。私からは資料4-4に基づきまして、森林整備事業における完了後の評価結果案についてご説明させていただきます。こちらに平成16年度に行いました森林整備事業、民有林補助ですが、この完了後の評価結果の一覧をつけさせていただきました。全体として実施地区が362でございます。森林整備事業、実は平成14年に事業の大幅な再編、大括り化を行いまして、こちらの個別の事業名称につきましては、平成10年時点での事業名称ということになっております。

それでは、代表事例でご説明させていただきます。資料4-4の代表事例でございます。整理番号が森1-95で場所は新潟県上越市であります。実際に平成10年までに事業を実施したのは浦川原村ですが、今年の1月1日に周辺市町村と合併いたしまして上越市になっております。事業は、普通林道開設事業で、一般的な林道を開設する事業であります。事業実施期間は、昭和63年から平成10年までの11年間です。次の頁の図面をご覧頂きながら説明をさせていただきます。基本的には新潟県の南西部に広がります頸城平野の東部にございます。旧浦川原村の役場がある中心集落がございますが、その上から東の方に森林地帯を循環する林道になっております。開設延長が4,594m、車道幅員が3mでこの林道を活用している、いわゆる利用区域内森林面積が115ha、人工林の割合は51%となっております。事業としては、かかった事業費の半分を国が補助しているということでございます。図面の次に写真を付けておりますが、3mの林道で、集落のすぐ上の所では、路盤工を実施してございまして、このような形になっております。他の部分は砂利敷きとなっております。次の写真ですが、林道開設後間伐等を実施した写真です。また、地域住民が地域レベルのレクリエーション活動によく使っているという状況です。こういった普通林道の開設事業であります。効果といたしましては、個々の利用区域面積のほぼ全域が林道から500m未満の範囲内となり、極めて効率的に作業ができる環境になったことから、林道の開設以前は、殆ど人手が入っていなかった所でしたが、平成11年以降、間伐も進み、また今後は、17年から3カ年の間で5haの間伐が予定されております。それから、管理主体は市町村、浦川原村、今年からは上越市ですが、きちんと管理しております。今後の課題といたしましては、林道の整備はできましたが、集団的な間伐の実施に向けて地域の合意形成を更に図っていく必要があるのではないかと考えております。このように基本的には森林の整備

も含めた整備が進んできたということもありまして、必要性、効率性、有効性ともに認められると考えているところでございます。費用対効果分析全体としては、1.48となっております。ちなみに新潟県では、昨年の7月の豪雨や中越地震もございましたが、この路線につきましては、路肩の損傷が100万円程度で、特段大きな被害はございませんでした。

もう1つの事例をご説明いたします。整理番号が森2-48の集落周辺森林整備事業ですが、中山間地の集落周辺地区において、水源かん養なり国土保全等に加えて、生活環境や保健・休養等に着目した森林整備を実施するというものであります。場所は愛媛県の西予市で、個表には旧城川町と書いてありますが昨年4月の市町村合併で西予市になっております。次の平面図をご覧くださいと思います。これは、旧城川町ですが、整備箇所は、中心部から南西方向にございます。次の平面図をご覧くださいと思います。色を塗ってありますが間伐や枝打ちを実施した箇所であります。赤く囲んだところが竜沢寺の緑地公園でして、この区域が15haございます。公園自体が森林浴の森100選に選ばれた箇所でありまして、緑地公園を中核といたしまして保健・休養、教育といった観点で森林が利用されております。その中で、図面にありますように間伐や枝打ちを実施しております。図面のあとに現地の写真を添付しております。間伐を実施しているということと、9頁では間伐実施前と実施後とでこのように下層植生が繁茂している状況でありまして、10頁は、間伐と枝打ちを両方やった箇所ですが、このような良好な森林となっているという状況です。それでは、また5頁に戻りまして、森林整備を実施した効果としては、森林の公益的機能の高度発揮を期待される森林が整備されたということでありまして、さらに、森林を整備しただけの効果ではないと思っておりますが、緑地公園の利用者は、整備前の平成8年以前と比べまして、1.5倍ほどに増えているという状況でございます。今後の課題としては、集落周辺の森林整備により、地区そのものについては一定の森林整備がされたということですが、地域のさらに周辺の森林について、やはりまだまだ間伐等が不足している部分もございまして、こういった区域をモデル的に見せながら、さらに周辺の森林所有者を加えて森林整備に努めていく必要があるのではないかと思います。この事業自体としては、必要性、効率性、有効性ともに認められるという状況でございます。私どもとしては、このような森林整備事業につきまして、今回のような完了後の評価を通じて、広くPRしながら進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。よろしく願いいたします。

(太田座長)

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。込み入ってございますが、どこからでも結構でございますのでお願いいたします。

(亀山委員)

質問ではなくて、お願いなのですが、次回から事前に資料を送って頂く時にはもう少しわかりやすくして頂きたいと思っております。例えば、資料の4-4のところには沢山の事業が書いてあるのですが、私、残念ながらこの事業の一つ一つが如何なるものかわからないのと、また、事業の大括り化によって、包括的な事業の名前になっているのですが、それが以前

の事業とどのような関係になっているのかがわかりません。そこで、今後、事前に資料を送って頂く際には、簡単なメモで結構ですので、事業の目的が何なのか、どのような内容の事業なのかのわかるような資料も併せて送って頂きたいと思います。事前に資料を読んでいて、資料の4-4まで来た所で行き詰まってしまい、資料の中身まで入っていけなかったため、今後は、是非その点を工夫していただくようお願いします。

(整備課長)

申し訳ございません。平成14年度に森林整備事業の中身をかなり簡素化しました。それまでは、かなり細かい事業がございまして、それを大括化をさせて頂きましたので、その辺りが対比できるような資料は後ほどお届けさせて頂きたいと思います。

(高橋委員)

2点ほどあります。まず1つは資料4-2の整理番号3、猿払村の個表ですが、B/Cが9.27で、その便益内訳をみると、その全てが環境保全便益になっています。私としては、環境保全便益というのは炭素固定便益が主体になっていると理解していますが、そうすると環境保全便益だけで、本当にB/Cが9もあるのか、便益の中には災害防止便益もあるのではないかと少し疑問に思いました。

(太田座長)

資料の4-2の整理番号3の保安林改良ですね。

(高橋委員)

費用対効果分析の結果が9.27もあります。その便益の内訳をみると、環境保全で4億1千2百万円ですが災害防止は0となっています。今でなくて結構ですが、もう1度、便益の内訳を確認して頂ければと思います。

それともう1点は、治山関係のB/Cが一般的に高くなっているのですが、なぜ、このように高くなっているのかを説明する資料が欠けているものがあります。例えば、9とか10以上の個表をみた場合、個表によっては、保全対象という項目において、人家が何戸あるとか、国道や老人ホームがあるとかを書いてあるのですが、今後は、全ての個表に是非入れておいて欲しいと思います。そうすれば、B/Cが高い場合でも、その内訳をみると災害防止便益が主なもので、保全対象としての民家が多いとか、公共施設が多いとか書いてあれば、なるほどと理解できると思います。今回の評価では、その点が書かれていない個表が結構ありますので、来年度の評価に当たっては、その点を徹底した方が良いと思います。

(太田座長)

ありがとうございました、お答え何かございますか。

(治山課長)

ただ今ご指摘のありました保全対象の記述については、今後、しっかりと対応していき

たいと思います。

(森本委員)

林野庁の行政というのは、なかなか市場原理では計れませんし、本当に公共性が高いものが殆どですので、今後とも頑張ってくださいと思います。

資料4-4の整理番号森2-48の個表、完了後の評価の代表事例の城川地区ですが、2枚目の地図で色塗りのものがありますが、緑色に塗られた中に白く抜けている所が2カ所があります。この部分については、なぜ白く抜けているのか、なぜ、この箇所を抜かざるを得なかったのかを説明して頂ければと思います。

もう1点、私、冬に農作業が暇な時に建設の仕事にも行くのですが、阿蘇は九州であっても冬は寒く雪も降り、結構気象条件は厳しいのですが、その時期によく堰堤の仕事が出ているのです。私もたまに行くのですが、雪が降っていて全然仕事ができない所が多くあります。私としては、なぜこのような条件の悪い時にこの仕事を出すのかなと毎年不思議に思うのです。結局、仕事が冬だから工事車両も現場まで入れなくなる。また、生コンを打設しても仕上がりが悪くなる。このように工事難しいし、経費も嵩むのに、なぜ、冬の時期にやるような工事になってしまうのか、いつも疑問に思っていましたのでお聞かせ願いたいと思います。

(整備課長)

1点目の愛媛県の旧城川町の事例でございますが、この地図の緑色に塗られている所は人工林のうち除間伐を行った所でございます。この白抜きになっている所は、稜線になっている所が多く、天然林になってございます。そのため、除間伐の必要がないので、対象から除いたために白抜きとなっております。つまり、森林の現状を見て間伐をしなかった所でございます。

(太田座長)

森林に携わる者であれば、特に説明がなくても問題はないのですが、これから森林・林業関係者以外に向かって説明をする時には、自分たちがわかっていることでも、少し丁寧に書いておいた方が良いでしょうと思います。

(治山課長)

なぜ冬の時期に工事を行うのかということについて、1つは災害復旧という観点がございます。災害が発生すると直ぐに対応しなければならないということもあって、発注の時期の関係から、どうしても悪条件の中で施工しなければならないことがあります。

災害復旧ではないものについては、基本的にはそのようなことがないように努力しているつもりです。

(高橋委員)

不慮の対応があり、本予算で執行する分についても全額を一斉に4月には出せないようになっています。その辺りは、それぞれの事業官庁のリスクマネージメント的な意識があ



るのではないかと思うのが1つです。それともう1点は補正予算が12月につきますので、今年度も補正でかなりついていますが、発注が遅れて年度内に完了するのが厳しいというのもあります。

(森本委員)

補正予算についてはわかるのですが、工事が10月とか11月に始まり完了が3月というように補正予算でないものが結構多いものですから、その辺りのところをもう少し考えてもらった方が工事でも安く上がるし、綺麗に仕上がるし、良いことづくめなのになぜ悪い時を選んでしているのかが疑問なのです。

(治山課長)

おそらくいま森本委員の言われたことは、たまたま事業を進める中での段取りの問題もあると思いますが、ご指摘の点については気をつけてまいりたいと思います。

それからもう1点、先ほど高橋委員からお話がありました猿払村の個表の環境保全便益のところですが、環境保全便益の中には風害軽減便益もございまして、この箇所については、この便益でみている関係もございまして、全て環境保全便益になっています。

(高橋委員)

その風害軽減便益には災害防止的な意味合いはありますよね。わかりました。

(太田座長)

どうもありがとうございました。技術は向上していると言っても、コンクリートを打つのは真冬は良くないので、努力はされているとは思いますが、実態としてはそのような面もあるかもしれないのでご努力頂くということですね。他には。

(野村委員)

猿払村のこととも共通するのですが、資料4-4の代表事例の上越市の事例でここにその他の便益という括りがあるのですが、私としては、寧ろこれから大きな意味合いを持つと思うのはこの辺りだと思います。複雑になってしまうかもしれないが、その他で括らずに、森林というものが木材産出、或いは災害防止だけでなく非常に総合的な意味合いがあるのだということを知ってもらうためには、良い機会ですので丁寧に説明したほうが良いと思いますので是非、そのような工夫をお願いしたい。特にこれは林道に係ることですが、林道については誤解が多い訳です。そのため、実際の便益として、このような公益的な機能があることを事実として、示していく必要が非常に高いのではないかという意識があるものから、よろしくをお願いしたいと思います。

(太田座長)

どうもありがとうございました。

(田中委員)

感想としまして、今回の資料ですが、私が今まで見てきた林野庁の資料からすると随分わかりやすい、特に代表事例を書いて頂いているのはわかりやすいと思います。個別に見ればいろいろありますが、非常にわかりやすいやり方だと思います。どなたの発想かはわかりませんが感心しました。

それと、全てに言えるのですが、これも感想ですが、事業の優先度をどのように決めているのか。林野庁所管でもいろいろな事業がありますが、全体の公共工事の優先度について、便益に当然影響もあるのだろうけれど、緊急性、優先度をどのようにチェックしているのかを説明して欲しい。とにかく、何かあった時は責任が生じてくるものですから、そのようなことが全く無かったのかどうか、時間があつたらまたお聞きしたいと思います。事業を進めていく上で国と地方との関係、林野庁自体の責任の問題も出てくると思いますので、事業のB/Cだけでなく優先度を全ての事業に付けておやりになっているとは思いますが、その辺りについて、また時間がありましたら教えて頂きたいと思います。

(太田座長)

ありがとうございました。

林野庁においても、B/C以外にチェックリスト、更に今日のお話にあった多段階評価、いろいろお考えのようではありますが、どなたか全体的なコメントはございますか。

(計画課長)

田中委員が仰った優先度とか緊急度とかは、事業を進めていく上では非常に重要なことだと思います。県との間の意思疎通や密接度、また、地元の方々との密接度というところが一番大切だと思っております。いずれにしましても、それをヒアリングとかで事業の効果を全体の中で優先順位を付けていくのが実態であると思います。この辺りについては、先ほどの交付金のことも含め、このようなことをやっていますというのを少し整理していきたいと思います。

(太田座長)

ありがとうございました。

予定時間を過ぎておりますので、この辺で整理をしたいと思いますが、全体といたしましては、期中の評価実施地区について、いずれも継続との実施方針が出ております。また、完了後の評価実施地区についても必要性、効率性、有効性の観点から全体としては妥当という形でご了解頂けるということによろしいでしょうか。

(異議なし)

また、個別の事業、或いはその他お気づきのことがございましたら事務局の方にお申し出頂ければと思います。

今日は評価会から田中委員、森本委員にもご出席頂きましたが、本日は資料として具体的な事例等も出ておりますので、これを機会に是非、森林・林業についても勉強して頂き、今後ともご意見を頂ければと思います。本日は本当にありがとうございました。

それでは他に意見が無いようでございますので、議事の4、その他ですが今後のスケジュールにつきまして事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

(企画課長)

本日頂きました御意見等を踏まえ、新規事業の事前評価を進めるとともに、期中及び完了後の評価結果をとりまとめたいと考えております。

なお、林野公共事業の事業評価結果につきましては、予算成立後に公表することになっておりますので、ご了解いただくとともに、最終的な評価結果については委員の皆様にも御報告をしたいと考えております。

また、本日の議事録につきましては、各委員に御確認の上、公表することといたしますので御了承をお願いいたします。

次に、本専門部会の委員におかれましては、今月13日までが任期となっておりますが、委員の皆様には引き続き委員への御就任をお願い申し上げます。

次回の専門部会につきましては、5月下旬から6月上旬頃に開催し、16年度政策に係る実績評価結果のまとめについて、御意見をお伺いしたいと考えております。具体的な日程につきましては、後日調整させて頂きまして、決定することにしたいと考えております。

(太田座長)

ありがとうございました。

本日いただきました意見等を踏まえ、作業を進めていただきたいと存じます。なお、今後修正が生じたときの取り扱いにつきましては、座長に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

また、議事録の件につきましては、事務局の説明のとおりとさせていただきます。

なお、次回の部会につきましては、事務局から連絡があるということですので、そのように御承知おき下さい。

それでは、以上をもちまして、本日の部会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

以上